

傷害保険

短期活動
プラン
1日単位長期活動
プラン
1か月単位一括加入
プラン
年度単位

(※)短期活動プラン／普通傷害保険(行事参加者の傷害危険補償特約)長期活動プラン／傷害総合保険(管理下中の傷害危険補償特約)
一括加入プラン／普通傷害保険(学校契約団体傷害保険特約)



補償の内容

国内外において、児童・生徒・学生が学校管理下で行う職場体験活動・就業体験活動・奉仕活動・キャリア教育活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で死亡した場合、後遺障害を被った場合、医師の指示にもとづき入院・通院・手術した場合に保険金をお支払いします。往復途上の事故も対象となります。

短期活動
プラン
1日単位

特長 ▶ 1日からご加入できます。

活動が数日に限られる場合は短期活動プランがオススメ!

お支払いする保険金額					保険料(日単位)
死亡・後遺障害	入院保険金	手術保険金	通院保険金		
Aプラン	450万円	4,000円	入院中: 入院保険金 日額の10倍	2,000円	30円
				4,000円	60円
Bプラン	900万円	8,000円	外来 : 入院保険金 日額の5倍	6,000円	90円
Cプラン	1,350万円	12,000円			

長期活動
プラン
1か月単位特長 ▶ 1ヶ月単位でのお申込みとなり複数回活動の場合は活動日管理の負担が減ります!
宿泊をともなう活動は1日の活動であっても長期活動プランにご加入ください。

お支払いする保険金額					保険料(月単位)
死亡・後遺障害	入院保険金	手術保険金	通院保険金		
Dプラン	100万円	2,000円	入院中: 入院保険金 日額の10倍	1,200円	500円
				2,400円	1,000円
Eプラン	200万円	4,000円	外来 : 入院保険金 日額の5倍	3,600円	1,500円
Fプラン	300万円	6,000円			

一括加入
プラン
年度単位

特長 年度末までの一括申込。

クラス・学科・学年単位で全員加入の場合のみ一括活動プランにご加入いただけます。(選択授業単位は不可)

お支払いする保険金額					保険料(1名あたり)	
死亡・後遺障害	入院保険金	手術保険金	通院保険金			
Gプラン	240万円	3,000円	入院中: 入院保険金 日額の10倍	1,400円	下表の通り	
学校種別	4月	5月	6月	7月	8月	
	小・中学校	1,649円	1,512円	1,375円	1,238円	1,100円
高等学校	1,969円	1,805円	1,642円	1,477円	1,313円	1,149円
高等専門学校	2,433円	2,229円	2,027円	1,824円	1,621円	1,419円
9月	1,969円	1,805円	1,642円	1,477円	1,313円	1,149円
10月	1,704円	1,541円	1,375円	1,238円	1,100円	962円
11月	1,449円	1,286円	1,120円	985円	820円	688円
12月	1,204円	1,041円	875円	743円	588円	550円
1月	964円	801円	621円	493円	338円	413円
2月	724円	561円	406円	328円	211円	275円
3月	584円	421円	261円	188円	104円	138円

※保険料は学校教育法に定める学校の種別における年齢区分でご選択ください。

注意点

・保険料着金日の翌日以降から保険責任が発生します。

・当制度の保険期間は毎年4月1日から1年間契約を継続しています。活動期間が3月～4月にまたがる場合は、当年度と次年度、それぞれ加入が必要です。

学校長が認める学校管理下における インターンシップ(職場体験・就業体験) ボランティア キャリア教育 活動を補償いたします。

また、その活動へ参加される際の 往復途上中 に起きた事故も対象となります。

おすすめPOINT①

1日、1名から
ご加入可能

おすすめPOINT②

保険料は
30円から

おすすめPOINT③

通院1日目から
補償

2026年度

インターンシップ・ボランティア・キャリア教育 等 体験活動保険制度



この保険の対象者

学校教育法に定める

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、
特別支援学校(盲、聾、養護学校)、
高等専門学校の

児童・生徒・学生(専攻科生徒・学生含む)

※大学生、専門学生はご加入いただけません

※個人でのお申込みはできません



この保険の対象者

学校教育法に定める

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、
特別支援学校(盲、聾、養護学校)、
高等専門学校の

児童・生徒・学生(専攻科生徒・学生含む)



この保険の対象者

学校教育法に定める

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、
特別支援学校(盲、聾、養護学校)、
高等専門学校の

児童・生徒・学生(専攻科生徒・学生含む)

加入手続きの方法は裏面をご確認ください。
また、ご加入に必要な書類は産業教育振興中央会の
ホームページよりダウンロードいただけます。

熱中症も補償の
対象になります!

傷害保険

活動中の事故により児童・生徒・学生が
ケガを負った場合に補償

こちらからご覧ください

賠償 責任保険

活動中の事故により児童・生徒・学生が
法律上の賠償責任を負った場合に補償

こちらからご覧ください

はじめに

今、児童・生徒・学生一人一人の社会的・職業的自立のため、キャリア教育、職業体験、インターンシップ、ボランティア活動
が行われていますが、その教育活動が活発になるにつれ、思わぬ事故が発生する可能性があり事故が発生した場合は救済を
受けられるようになります。

本会では、事故に際しての救済の一つとして、文部科学省の指導を得て、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援
学校、高等専門学校の児童・生徒・学生のための体験活動保険制度を運営しています。

21世紀の社会を担う若者が、目標に向かって学習活動を行うにあたって、本補償制度がお役に立てるものと考えております。

公益財団法人 産業教育振興中央会(産振中央会)

本保険制度は、損保ジャパンを幹事保険会社として、次の損害保険会社との共同保険契約となっています。

<幹事会社>損保ジャパン

東京海上日動／三井住友海上／Chubb保険

賠償責任保険



(※)賠償責任保険／施設所有管理者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項、工事場内建設用工作車危険担保に関する追加条項、農作業場内作業用車両危険担保に関する追加条項、作業対象物および仕事の目的物に関する追加条項

補償の内容



国内において、児童・生徒・学生が学校の管理下で行う職場体験活動・就業体験活動・奉仕活動・キャリア教育活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により、児童・生徒・学生が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※児童・生徒・学生個人に責任があり、法律上の損害賠償責任を負った場合にかぎり対象となります。法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

保険料

1名 250円

※期間の途中でご加入いただく場合の保険料も1名250円となります。
※中途で解約される場合も保険料の払戻しはありません。

保険金額

身体賠償

1億円 限度
生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険の場合、保険期間中のお支払限度額となります。

財物賠償

1事故・期間中 2,000万円 限度

自己負担額なし

保険期間

2026年 4月 1日 午前0時～

2027年 3月 31日 午後12時まで

※期間の途中でも隨時ご加入いただけます。

注意点

- ・保険責任開始日は保険料着金日に翌日以降となります。
- ・活動期間が3月～4月へまたがる場合は、当年度と次年度、それぞれ加入が必要です。

学校長が認める学校管理下における インターンシップ(職場体験・就業体験) ボランティア キャリア教育 活動を補償いたします。

また、その活動へ参加される際の 往復途上中 に起きた事故も対象となります。

おすすめPOINT①

保険料は
1名 250円

おすすめPOINT②

ご加入後、
年度末までの活動が対象

おすすめPOINT③

万が一事故があった際は
自己負担 0円

ご加入を希望の場合はコチラ

1 産業教育振興中央会のホームページを検索

産振中央会 検索 <https://www.sansinchoukai.or.jp>



ここに
あります

トップページ右上の
「インターンシップ等に関する
賠償責任保険及び傷害保険のご案内」
をクリック

2 ページ内をチェック

加入依頼書等の
必要書類ダウンロード

加入依頼書の郵送 保険料の振込

3 安心して体験活動を開始

活動日の前日までにお手続きが完了していないと
補償開始できません。



ご注意

- 本保険は個人(児童・生徒・学生およびその保護者)からのお申込みは出来かねます。**必ず学校からお申込みください。**
- 加入者名簿は申込時に必ず作成をいただき、学校にて保管ください。
- 加入者証・領収証は発行されません。①加入依頼書控 ②名簿 ③振込控をもって加入の証明とします。
- 加入依頼書の到着および保険料着金のご連絡はしておりません。

事故が発生した場合



まずは 1 のサイトから
事故報告はこちら > を確認

事故報告フォームに
必要な項目を入力
&
加入依頼書・名簿・振込の明細
をPDFで添付

※賠償金は被害者の責任割合や、他の者の責任割合を勘案して決定されます。
※示談に際しては事前に損保ジャパンの担当者と十分にご相談ください。なお賠償責任保険の示談交渉は加害者である被保険者または保護者に行っていただくことになります。

★このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、産業教育振興中央会のホームページ(<https://www.sansinchoukai.or.jp/experience.html>)に掲載のパンフレットをご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●補償内容・加入手続きにに関してのご相談窓口

株式会社 第一成和事務所

TEL 03-3669-2831 FAX 03-3667-9037

〒103-8214 東京都中央区日本橋馬喰町1-12-3 E-mail:seiwa@d-seiwa.co.jp
Daiwa日本橋馬喰町ビル3階

受付時間:平日9:00～17:30(土日、祝日、12月29日～1月4日を除きます。)

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 受付時間:平日の9:00～17:00

公務文教営業部文教室 TEL 050-3808-5536 FAX 03-3348-0238

困ったときはまちこちら

チャットボット

お手続き方法や補償内容、
困ったことは
いつでも

まずはこちらで確認いただけます。

産業教育振興中央会のホームページ
保険ページにある
「チャットボット」アイコンをクリック
「キーワード」を入力すると
関連するFAQが表示されます。

こちらのURLからでも
チャットボットを確認できます!

<https://www.d-seiwa.co.jp/chuuoukai/chat.html>

スマートフォンからはこちら



困ったときはまちこちら

チャットボット

お手続き方法や補償内容、

困ったことは
いつでも

まずはこちらで確認いただけます。

産業教育振興中央会のホームページ
保険ページにある
「チャットボット」アイコンをクリック
「キーワード」を入力すると
関連するFAQが表示されます。

こちらのURLからでも
チャットボットを確認できます!

<https://www.d-seiwa.co.jp/chuuoukai/chat.html>

スマートフォンからはこちら

